

一院という称呼について

— 物語文学と歴史との連続 —

原 田 芳 起

一 一院という称号

大言海には次のように説明してある。

上皇一時ニ二三所オハシマス時ハ、順ニ本院（又ハ一院）、中院、新院、ナドト別チ申ス。

これが「一院」という称号に対する、今日の代表的解釈のように見受けられる。つまり本院すなわち一院と解するのである。

国史大辞典にも、

才一の上皇を一院又は本院、其次を中院、新上皇を新院と申す。

とあるから、この見解は権威あるものと見なすのが当然のように思われる。

しかし、宇津保物語に散見する「一院」の使用例は、右にあげた常識の見解を否定する方向をはつきりと示すのである。これは宇津保物語を通読した人ならば認めざるをえないところである。これを、この物語が使用を誤つたと見なすか、または、現代の常識に対して根本的修正を要求するか、必ず対決しなければならない問題である。

読者のために、結論の見通し、ないし予見のようなものを述べておく。宇津保物語に現われている「一院」の使用例から得られた定義は、まず、平安朝におけるこの称号の意味内容と背反しないし、中世にかけてのそれと

も必ずしもくいちがうものではない。現代の学者の解釈に根本的な誤りが潜んでいたことを確認しなければならぬ。

本院・新院の称は、やや時代がくだつた頃に生じたものであり、一院の称はそれらの称に先んじて多くの使用例を有することも注意しなければならない。中世において、本院と一院が事実上一致する例が多いことから、ただちに本院を一院とも言ふと断定するのは必ずしも正しくない。

一院は、才一の院であり、多くの場合、あるいは原則的に、天皇の父みかどであり、天皇の一番近くにおいて後見をされる上皇であつたと解釈することができる。そこで中世では、本院と一院とがなるべく一致するように、一院より古くから上皇であつたかたが出家して法皇となられたような例もあつたようである。一院が政治上の権力が一番強いのは必然である。そこで本院が一院でなくなるような事態がおこりそうになると、この古くからの院が引退のために出家されることにもなつたのではないか。このようなことも、本院と一院とがその名の意味する所がもともと別であつたからだとするならば、宇津保物語によつて知られるところの「一院」の意味は中世になつても變つてはいなかつたと見られる。以下項をわけて所見を述べてみる。

二 宇津保物語に見える「一院」

宇津保物語に見える「一院」の語は、

(一) 嵯峨院の巻に見えるもの、

(二) 楼の上の巻に見えるもの、

にわけて考えられる。(一)ではその時の天子の父である嵯峨の院を指し、(二)ではその時の天子の父である朱雀院を指して用いられている。(一)の用例では、嵯峨の院より新しい上皇はおわしまさぬのであるから、本院・新院と区別して申す本院の同義語とすることはできない。(二)の場合は、上皇が二人おわし、朱雀院はその中の新しい上皇であるから、現代の歴史学者をはじめとする通説的説明とは全然一致せず、完全にその逆でさえある。

(一)の用例は、多少の解説を要する。前田家本の字面を古典文庫によつて示すと、

(1) なかよりは天下下一る三宮むこり給へどとられず (三六二頁)

「天下」の次に「の」、「一る」の次に無表記の撥音「ん」、またその次に「の」が落ちてしていると解すべきであろう。この「の」の表記が略されることがこの写本にはなほ多いのは、「天下一院三宮」のような記録体的用字法の影響があると思う。とすれば、脱落でなく、表記上の省略と見るべきである。「頭中将」「嵯峨院」の如き、「の」を読み添えるのと同じである。「一る」のように仮名書きにした場合は通例は「の」を略しないが、書写を重ねる間に「一院三宮」という表記が頭にあると、「一る三宮」としてしまふことは容易におこりそうである。あるいは、「の」がもともとなくて「一院」が主語となり、「一院が仲頼を女三の宮に」となることも考えられる。

さて、「天下の一院」は、「この世で一番すぐれた一院」ということであるが、「天下」^{てんげ}という漢語は強調的な逆態接続法を形成するのに用いられることが多かつたから、「いかに世にも尊い一院の最愛の女三の宮にむこどられても」の意の文型であると見てよい。

この「三の宮」は嵯峨の院の姫みこで、この女三の宮が右大将兼雅の妻となる以前に、父の院は仲頼を婿にしようとしたと解することができる。この一院を、嵯峨の院の前のみかどで、仲頼の問題がおこつたのを嵯峨の院在位中の物語であるとする事は、時間的に困難で、やはりこの一院は嵯峨の院であると見るべきである。

引用の場面で、仲頼なる人物は三十歳ばかり、嵯峨院の女三の宮は、娘の梨壺の御方の年齢から可能的推測をすれば、若ければ三十を二年か三年超えた程度であり得る。その三の宮に、仲頼を婿にというのは、年齢的には支障はない。内親王の婿に仲頼程度の人物を選ぶなどかどうかと思われるが、父左大臣祐仲が一世の源氏であつたかも知れず、こだわる要もあるまい。

(2) 一院三宮大臣公卿のみこむすめもさこそすてらるめれ。(三六四頁)

右に話題にした仲頼が、宮内卿のむすめに言い寄つた時に、宮内卿がその妻と評議した言葉の中に見える。(1)の事実と関連した発言である。日本古典文学大系の頭注には、この「一院」について次のように疑つてゐる。

「流」には「一院」とある。当代は朱雀院の御代で、帝はまだ位をお譲りにならないから、嵯峨院を一院という筈はない。

この疑問から、「一院の三の宮」を誤とし、玉琴・九大本に従つて、「一」を削り、さらに語を補つて「院の帝の三の宮」と改める。この玉琴の改訂本文が、「一院」の語義を正解することのできなくなつた時代に意をもつて改変したものであることを証明すると思う。もしこの改訂の線で通すならば、楼の上の巻のおびたしい数の「一院」という字面をすべて削つて、これを「朱雀院」と改めなければならぬ。それは明らかに不条理とせざるを得ない。

楼の上では、上皇が二人おわす。国史大辞典の線で考えるならば、嵯峨の院こそ一院と呼ばなければならないのに、実際は新たに院となられた朱雀院を指して「一院」の称をおし通している。

そこで(二)の諸例を楼の上から拾つて、簡略な解説を加える。

(1)一院はさがの院おはしましぬときき給⁽²⁾て、のちに御たいめんあるべきにて、おはしまさんとし給⁽³⁾。ひんがしのたいは、一院おはしまさん殿上人所にせられたり。(下、一八六二)

一院が朱雀院であることは疑う余地がない。ただし、文意は注解を要する。「さがの院おはしましぬ」は、「御幸なされた」ではなくて、「やがて御幸なされることが確実だ」という意。事実まだ楼へ御幸なされてはいないのである。「一院おはしまさん」の下に句読を置いて読むのも正しくあるまい。下文が整わなくなる。連体修飾節と見、下の「殿上人蔵人所」も「殿上人蔵人所」と一字補うべきである。一八六一頁に「にしのたいを、さがの院・大宮の殿上人蔵人所にしたり」とあるのと類似表現である。訳文を試みる。

朱雀院は、さがの院が近々に楼へ御幸なされることが確かだとお聞きなされ、御幸後楼で御対面の予定でこれも御幸なされようと準備あそばす。楼では、東の対を朱雀院がいらせられた時の殿上人や蔵人の控え所と

してしつらいをした。

通説といささかちがうようだが、右のように解すべきである。

(2) 一院より、むまのかみなる人御つかひにて……(一八六四)

朱雀院から楼に御座あらせられる嵯峨の院への御使である。

(3) さがの院は御物がたりみだへのみゆかのうへにて。一院はきよらにうるはしくそびやかにおはします。(一八六六)

(4) 一院御らんじて……(同)

(5) 一院のうへはけしきおはする御心にて……(一八六七)

(6) さがの院「かたじけなけれど、大宮の御てぐるま内侍のかみ、一院のはいぬ宮」とおほせらるれば……(一八六八)

(7) 一院時々しやうがし給^ふ。(一八七〇)

(8) 一院「かの車たつみのすみのかうらんはなちてよせさせよ」と頭中将との給はすれば……(同)

(10) ちいさきあふぎさしくし給^ふ・てるざりいり給^ふ・を、一院き丁のほころびより御らんじていとうつくしとおぼす。(一八七二)

(11) 一院の五六・宮……(一八七五)

(12) 一院ゆかよりおりさせ給^ふ・て、内侍のかみのき丁のもとにおはして……(一八七六)

(13) 一院、あはれなる事を心ふかくおもほす御心に……(一八八九)

(14) 「一院の御ゆるされなめり、はやう」との給はすれば……(一八九一)

(15) 一院の上の御めより、涙あめよりもしげくおちさせ給^ふ・を……(一八九三)

(16) 内侍のかみ、一院にかくときかたてまつらんとて……(一八九七)

(17) 一院は、「さがの院の御幸侍^ふ・に、たいめん給はらんとてなんものし侍^ふ・……」とそうさせ給^ふ・。

(18)このうたをさかの院いみじうあはれがり給ひて、一院に「この返しには、民部卿をあまたの人のぞみ申（19）なるを、このあそんをかならずなさせ給へ」とそうせさせ給・つ（20）と申・給・つ（21）。（一九一〇）

使用例は以上ですべてである。今日の通念から推せば、上皇二人あつて、嵯峨の院は前々からの院であるから、これこそ一院と称すべきである。朱雀院は新しく院となつた方であるから、新院とも申すべきである。しかるに右に列挙された文例に明らかなように、朱雀院を一院と称している。

嵯峨の院は朱雀院の父であり、朱雀院は今のみかどの父である。朱雀院を一院とする根拠は何か、今日の史学の通念からはきわめて説明しがたいことである。

述べて来たように、嵯峨の院の巻では、上皇は一人と見られるのに、嵯峨の院を一院と称した。楼の上の巻では、上皇二人並んでおわすのに、新しい院の方をまぎれもなく一院と称し、これまで一院でおわした嵯峨の院は一院とは申さなくなつたことを重ねて記憶しておきたい。

朱雀院のすぐ前の天子が嵯峨院であつたかどうかは物語では明らかに語られていない。藤原の君の巻に、左大将正頼の才二女を「せんだいの御はらからの中つかさの宮きたのかた」（二二六頁）とある、この「先帝」は嵯峨の院とは思われず、系譜不明である。

不思議に、源氏物語で、藤壺が「先帝の四の宮」であると語られている、その先帝が桐壺の帝の何にあたるか不明であるのと似ている。源氏物語の場合も、桐壺の帝の父は朱雀院であつたと信ぜられる。そして先帝と呼ばれる天子は、桐壺の巻では既に崩御されていたように語られている。

宇津保物語の場合も、「先帝」と呼んでいるみかどは、藤原の君の巻の現在、生存してはいなかつたと解される。この先帝の存在が嵯峨の院を一院と呼ぶことに関係があるかどうかは、物語の範囲ではわからない。

楼の上の巻では、院と呼ばれる太上天皇が二人ある。その中の一人が、一院と呼ばれているわけだが、それは院となることの先後とか新旧とかいうことでないことがはつきりしている。これはどのように解釈されることで

あろうか。

宇津保物語だけについて解釈すると、一院とは、上皇が二人以上ある場合の、一番早くからの上皇を称するものではない。上皇が一人の場合（嵯峨の院）にも一院とよばれる上皇はありえたとし、上皇二人以上の場合にも、新しい上皇が一院であることも可能であつたことを認めなければならぬ。

これを物語に限る虚構とするにしても、物語が「一院」の概念まで虚構することまではできないはずである。

「一院」の概念規定は最後に改めてまた触れるとして、この物語から予測されることは、一院は才一の院であるが、現在の天皇の一番近い尊親としての上皇であると考えてよいのではないかということである。宇津保物語の虚構において、共通しているのは、嵯峨の院の場合も朱雀院の場合も、ちうげん当今の父上皇であるということであつた。

三 源氏物語の場合

源氏物語でも、「一院」の例は二つある。一つは紅葉の賀の巻、他は若菜の上の巻である。中世の注釈以来、一つの難問であつたらしいが、ここでは、史籍に現われる「一院」に関する観察と一往切り離して、宇津保物語と比較しながら、できたら統一解釈への到達を目ざしてみたい。

参座しにとても、あまたところもあり給はず、内・東宮・一院ばかり、さては藤壺の三条の宮にぞ参り給へる。(紅葉賀)

「内」は桐壺のみかど、「一院」はこのみかどの父君であり、朱雀院に御住みになつてゐる。湖月抄に「一院」に傍注して「朱雀院、桐壺帝の尊親也」とあるとおりである。また晁花抄を引いて「先帝と申すはましまさぬとみえたり」とあるのは、桐壺帝の前に、先帝とこの一院とあることを注意したものと見られる。

花鳥余情では、この紅葉の賀の巻の朱雀院行幸を延喜十六年三月醍醐天皇が朱雀院に行幸して父の寛平法皇の五十の賀を奉つたことを準拠としたことを注している。準拠論としては妥当な所であろう。朱雀・村上朝を想

定するならば、醍醐天皇は退位後まもなく院と称せられることなく崩御、先帝せんだいと称されていた（後撰和歌集詞書）ようだし、陽成院や亭子院は並んで存命されたが、陽成院は血縁がかなり遠く、亭子院だけが今上の父の院である。もし一院と呼ぶならば亭子院（寛平の院）こそふさわしかったのではなからうか。花鳥には、

此一院は寛平法皇に准ナラフべし。或又陽成院ともいふべきにや。

とあるのは、陽成院が一番古くからの院であるからという中世的觀念も影をさしているらしい。

玉上琢弥博士の近著源氏物語評釈才二巻には、この箇所箇所の詳しい注解が見えている。特にこの時に朱雀院に住まれたこの上皇を「一の院」と称する理由については、

桐壺の帝の「先帝」は、兵部卿の官ならびに藤壺の御父帝であるが、今は世にない。恐らく、このかたが讓位して上皇におなりの時、今までの上皇は「一院」とよばれることになつた。そして新院（すなわち「先帝」）おかくれのまま、前上皇は一院として御在世になつているのであると思われる。一の院は、桐壺の帝の父上であろうと考えられる。

と説いておられる。桐壺帝と先帝ならびにこの一院との事実關係の想定は、まさに博士の説のとおりであると思ふ。このように考えれば、通説のままでも、源氏物語に現われた「一院」の難問は明快に説明できる。

ただ、多少の疑問が残るのは、前項に觀て来たように、「一院」の称号は、先後新旧の差に拠るものでないのではないかということである。宇津保物語では少なくとも、新しく上皇になつた方が一院であつた例もあつた。また藤原の君の場合も、「先帝」が朱雀院の直前の天皇であつたかにも不審がある。俊蔭帰朝時は朱雀院は東宮であつたのに、その時のみかどは嵯峨の院であつた点である。嵯峨の院と朱雀院の間に「先帝」の在位をはさむことは困難である。これをいわゆるケアレミスとすることもできるが、「先帝」を嵯峨の院の前の天子であつたとする見解も可能である。（これには「先帝」という名称の意義の問題がからまるが、それは次項に説明を試みる）

宇津保の楼の上における朱雀院一院を参照するならば、一院と称される上皇の共通条件は、一番早くからのと

いうことではなくて、現在在位の天子の父みかどであるということであつたと見ることが可能である。いわば、今上に一番近い尊親の上皇が、才一の院、すなわち一院であつたと見ることが妨げない。この点、源氏物語の場合も、決して背反するものではない。

一院という名は、当然のこととして、院が二人以上あり得る事理の上に成立するものである。たとえば朱雀天皇の朝においては、陽成・宇多の両上皇があり、村上朝でも、陽成・朱雀の両上皇が並べられた時期がある。そこで考えられることは、同じく上皇と申しても、朱雀の朝における陽成院と亭子院とは、今上の尊親という意味での大きな差がある。一院という名は皮肉にも物語文学に一番古い記載をとどめたが、物語の創始でないことはもちろんであろう。

同じく院と称する中でも、一院は格別に尊貴なる地位を占める方である、その意味での一の院であると解釈したらどうであろう。

とすれば、一院の存在は、**現実**に上皇が二人以上並んでおわすという理由によるものではなかつたであろう。二人以上おられても一院と称する方はないということもあれば、**現実**には上皇が一人だけの場合でも一院ということも妨げないはずである。このように解釈するならば、源氏物語において、紅葉の賀の巻の朱雀院のみかどを一院と称した理由は、桐壺帝の父上であつたという関係にもつばらかかっていることになる。

次に、

いかめしき事どもはこのたびとどめ給へれど、内・東宮・一院・きさいの宮、つぎの御ゆかりいつくしき程、言ひ知らず見えにたる事なれば、なほかかる折にはめでたくなんおほえける。(若菜・上)

について考えると、紅葉の賀とは代がかわつていて、今上は冷泉院、一院は今上の兄であるから、宇津保の二つの例および源氏の紅葉の賀の例とちがつて、一院と今上の関係が父子でないのである。私が前に考えた解釈が早速支障を生じたかに見える。後に歴史上の一院について述べるつもりであるが、一院が今上の父か、あるいは父に準ずる人であつたことは争えない事実と認められるので、源氏物語のこの例も、今上(冷泉院)が、朱雀院

を父に準じて一院として尊敬されたと考えることもできると思う。

以上考えて来たことは、二つの物語だけを資料としている限り、可能的な仮説を越えることはできない。以下、もう少し周辺を調べてみることにする。

四 先帝（せんだい）という称呼

「せんだい」と仮名書きされるこの語は、「先帝」の呉音であるとされる。語義がさきのみかどであることは論議の余地はない。しかし、さきのみかどをすべて「せんだい」と称したとは思われないふしがある。それほどこの称呼は特殊であつた。さきのみかどであれば「せんだい」と呼んでよいならば、もう少し広い用語例があるべきだと思われるのだが、生存される院を「せんだい」と称した例はない。生存されない上皇でも、院号を持つ方を「せんだい」と称した例もないようである。

源氏物語ならびに宇津保物語の例は既に触れたが、その範囲内では決定的なことは言えなかつた。そこで後撰和歌集の詞書に現われる例を考えてみることにする。

後撰和歌集の詞書には「先帝」と称する例が三回ある。

母のぶくにて里に侍りけるに、せん帝の御ふみ給へりける御返り事に 近江更衣（秋中）

近江の更衣は源周子、醍醐天皇の更衣である。この歌に続いて「御返し 延喜御製」とあるから、「先帝」が醍醐天皇を指すことはすぐわかる。

先帝おはしまさきで、世の中思ひ嘆きてつかはしける 三条右大臣（哀傷）

三条右大臣は源定方、定方は承平二年（九三二年）になくなつてゐる。「先帝」が醍醐天皇を指していることは、これまた明白である。

先帝おはしまさきで又の年の正月一日送り侍りける 三条右大臣（哀傷）
右に同じで加えることはない。

一体、後撰和歌集はどの時点から醍醐のみかどを先帝と称しているのであろうか。作者名を記す場合でも、単に「右大臣」とあれば撰進当時の右大臣九条師輔を指し、「三条右大臣」とあれば過去の人である源定方を指すとわかるように統一されている。詞書の方も村上天皇を「今上」と申す時点で称呼を統一していると考えられる。

後撰の詞書に「院」とだけ記されているのは、朱雀院を指し、宇多法皇については「法皇」「亭子院」「寛平の法皇」など記している。そして醍醐天皇については、作者名としては「延喜御製」、その治世の時における公的な意味をおびる所には「延喜の御時」と記しているが、前記のように「先帝」と記したのが三例ある。この事は、後撰を撰進した天曆の頃、醍醐天皇を先帝と称していた事を示すものである。この天皇は天慶九年九月二十二日に讓位、同二十九日に崩御であるから、院号をたてまつるに及ばなかつたであらうし、院に住居なされるに至らなかつたのであろう。在位中崩御と実質的には同じで、何々院と称することがなかつたので、「先帝」と称するようになったのであろう。

かくの如き用語例を見ると、宇津保の藤原君の巻の、中務の宮のはらからである「先帝」を、嵯峨の院の前のみかどで、在位中または讓位後やがて崩御になつた方だと考えても支障はないことがわかる。また源氏物語桐壺の巻に見える藤壺の父みかどは、恐らく桐壺帝の直前の天子であろうが、「先帝」と称する理由は、在位中もしくは退位後まもなく崩御されたことにあると考えてよいと思われる。

五 栄花物語の場合

栄花物語では、小一条院を一院と称している。これも極めて特殊な例であるので、資料としては重く扱わなければならぬ。ここでも新たに太上天皇となる人のために「一院」の称号が約束されたのである。しかも、小一条院が東宮を辞して太上天皇となられた時、他には太上天皇はおられなかつた。小一条院は寛仁元年八月九日に東宮を辞し、同二十五日太上天皇になられたのであるが、その年の五月九日には三条院は崩ぜられている。上皇二人ある場合という条件にも、以前からの上皇であるという条件にも合わないケースである。

この院は、後一条天皇の東宮となつたのであるが、東宮を辞した寛仁元年には、二十五歳の青年であり、天皇の方がわずかに十歳であつた。新たに太子となられた敦良親王は天皇より一つ若い九歳であつた。

「なほ身の宿世のわろきにや侍らん、かくうるはしき有様こそいとむつかしけれ。いかでおり侍らりなん。おり侍りて、一院といはれて侍らん」ときこえさせ給へば、(ゆふしで、古典全書本二ノ二一四頁)

全書頭注に「底本一条院、但し条は見せ消ちにしてゐる。上皇と言はれてゐたい」とあり、別に疑つてはない。「一院」が正しいことは問題なからう。すぐあとの文にも、道長の言として、

出家とまで思し召されば、いと殊の外に侍り。さらばさるべき様さまにつかうまつるべきにこそはさぶらふなれ。一院にておはしまさんも、御身はいとめでたき事におはします。世にめでたき事は太上天皇にこそおはしますめれ。(同、二一五頁)

とあるに照らしても明らかである。また宇治殿(頼通)の言にも、

わがたはやすくならせ給へる御心なれば、一院とて心に任せてと思したるも、いとあらまほしき事なり。

(同、二一五頁)

とある。前に記したように、この時に他に上皇はなかつた。敦明親王が東宮を退く代りに太上天皇になられれば、上皇一人であるが故にこそ一院としての待遇を受けることが当然の事として御本人も期待し、道長も頼通も何の抵抗もなく是認していたことに注意しておきたい。

一院とて年官年爵得させ給ふ、藏人・判官代・何くれの定めあるにつけても、あしうもおはしませず。

(同、二一六頁)

この院の場合、東宮から院へという特例の陰にこんな事情は想像されないだろうか。長和五年三条天皇が後一条天皇に位を譲られて院となられたが、健康は愈々すぐれず、翌寛仁元年の五月九日に崩せられた。小一条院はこの三条院の皇子である。この父の院の崩御が敦明親王の心を東宮辞退に誘うたものであろう。父の院は一院としてこれからのどかに月日を送られるべきであつたのに、一年少々でなくなられた。小一条院はこの父の院の一

院としての地位を継承したような形である。この父の院も一院の待遇を受けておられたことは、同じ巻の始めの方に、

一院とておはしまさんに、堪へたる御心おきてを、くちをししく返すくし思し召せどかひなし。

(二二二頁)

とある。これは皇后宮始めの周囲の人々が三条院の御病悩をいたみ惜しんだことを記している。三条院も一院として待遇されたと解してよいであろう。思うに、幼い後一条天皇の父君に準ずる方として後見なされたのであろう。小一条院の場合も、年齢的にも天皇の父君に準じて不自然でなかつたし、三条院と同様に一院として待遇されるといふ默契があつて東宮辞退に踏み切られたものではなからうか。

仮空の物語でなく、歴史上の実録として「一院」の名が見られるのは、この三条院・小一条院が最初のように思われる。

六 俊頼髓脳所見の「一院」

歌学大系所収の俊頼髓脳に「一院」の字面が見られる。これは誤写によるものであるが、参考のためにその誤写であるという調査結果を報告しておく。

これを一院の御とき永承四年十一月九日の歌合によめる歌

左 能因法師

春日山いはねの松は君がためちとせのみかはよろづよやへむ

右 資仲の弁

岩代のをのへの風に年ふれど松の緑はかはらざりけり

(風間書房版 才一卷 一六二頁)

永承四年は後冷泉天皇在位の年代である。右の文のとおりであれば、「一院」すなわち後冷泉天皇でなければ

ならない。俊頼のこの文章で「一院の御とき」と記したとすれば、俊頼執筆時にこのみかどが一院でおわしたことでなければならぬ。それでは時代が合わないし、それに調べてみると、後冷泉天皇は在位のまま崩御されて、当然上皇とはならぬなかつた方である。これは俊頼が書き得ない誤りであるので、誤写以外の何物でもないことがわかる。そこで右の文を読み返してみると、「一院」の上の「これを」の一語が、文章としてきわめて不自然であることに気がつく。「これを」の指示するものが全くないのである。俊頼の書いた原文には、当然「後冷泉院の御とき」という記述があつて「一院」という語はありえなかつた。「後冷泉院」を仮名を主として書いたら「これいせい院」とか「これせい院」とかが想定できる。「冷泉」は「れいせい」のほかに「れんせい」などの訛音もあつたようで、「後冷泉院」を「これせい院」も案外書写の間には生じたかも知れない。それはともあれ、「これを一院」が「これいせい院」の誤写であることはまちがいない。この想定を確かめるために、静嘉堂文庫蔵「俊頼口伝」ならびに同じ文庫の「無名抄俊頼」を対校してみると、両者とも明白に「後冷泉院」とあつて、「これを」もなければ「一院」もない。袖中抄才十七にも、右の文を、「後冷泉院御時云」と引いている。引用書名は「無名抄」とある。(風間書房版 日本歌大系別巻二の二七一頁参照)

右のような次才で、歌学大系所収国会図書館本俊頼髓脳に見える「一院」なる字面は消されるし、後冷泉天皇が一院となられた事実はなかつたこともわかる。

七 中右記・袋草紙所見の「一院」

袋草紙下巻、和歌合次才の中に、

郁芳門院根合、御所六条院、江記云……東者郁芳門院御所、西者一院御所也。

(風間書房版 日本歌学大系才二巻 九二頁)

とある。江記から引いて記している。この根合は堀河天皇の御代に行われたもので、上皇は白河院ただ一人であり、しかも一院と称していたことは、江記の記録で証明されるわけである。これまた上皇が一人であるのに「一

院」と称した重要な事例としなければならない。

江記の現存する本に右の記事が含まれているかどうかは私には今の所わからない。活字化されたものを検索しただけでは見当たらないようである。

中右記を調べて見ると、右の郁芳門院根合の前後の記事は詳細であり、白河院を一院と申ししていたことはよくわかるので、一部引用する。根合が行なわれたのは寛治七年五月五日であるが、郁芳門院はこの年に院号を宣下されている。白河院の皇女であり、堀河天皇の准母として寛治五年に中宮となり、七年に女院となられたわけである。

寛治七年五月一日……仍人々参集院^ニ、左一院御方、右女院御方、未刻許右方之人々飛車^リ出^リ了、不知^ニ子細^一、其後左方人々、二位、宰相中将、両貫主以下十人許参集、……五日……今日新女院女房之根合也、

白河院は媿子内親王を愛するあまり、堀河天皇が幼少であるのをさいわい、その准母として中宮の地位を与え、次いで女院とされたと思われ、郁芳門院根合は白河院の異常な力入れで実現したと察せられる。それはともあれ、この時の政治は一院としての白河院の意のままに動いていたのである。院政時代には一院が実権を執る方であつたと思われる。中世にかけて、古い院が法皇となつて引退して、現在の天子の父の院が一院となる事例が多いことと考え合わせると、「一院」とは一番古くからの院でなくて、天皇の後見として才一に尊い院であつたと見るべきであろう。

次に、袋草紙の同じ和歌合次才の中で、

次御遊事……永承両度共無召人、根合時依一院御忌月、無御遊事、（九六頁）

とある点について、「一院」はやはり白河院であり、「根合時」は寛治七年五月五日の郁芳門院根合を指すことを証明しておきたい。つまり上の「永承両度」の中に含まれるのでなく、それと対立する。永承の頃には上皇は誰もおられなかつた。それに白河院にとつて五月が忌月であつたこともすぐわかる。白河院の父みかど後三条院は

延久五年五月七日に崩じておられる。

「何某の忌月」というのに、二つの場合がある。源氏物語若菜下「霜月はみづからの御忌月なり」同「八月は大将の御忌月にて」は何某にとつて親しい人の死亡した月である意味を示すが、野分「八月は故前坊の御忌月なれば」は、その月が何某の死去した月である方の意味を示す。

袋草紙上巻、大嘗会歌次才の条に「一院」の名が見える。これは後白河院を指すものである。この条の和歌作者は何回か追記された跡が明らかで、才一次の執筆が崇徳院を新院と呼ぶ近衛天皇時代に、才二次は後白河院を一院と称し、六条院を新院と称した時代に、才三次は安徳天皇を当今と称した時代に、才四次は後鳥羽天皇を今上と申した時代に、少なくとも四つの時を異にした称呼が見られる。

敦光 行盛 新院

顕輔 敦光 近衛院

永範 茂明 一院

俊憲 範兼 二条院

顕広 永範 新院

永範 清輔 高倉院

兼光 季経 当今
崇徳院
(安徳院の誤り)

兼光 季経 今上

右でわかるのは「一院」という称呼は、現在一院の地位にある上皇を指すにのみ用いられるということである。

八 保元物語所見の「一院」

中比帝王まし〜き。御名をは鳥羽禪定法皇とぞ申す。……御歳二十一と申しし保安四年正月二十八日御位

をすべらせ給ひて、才一の親王みこ崇徳天皇に譲り奉らせ給ふ。……其の後保延五年五月十八日美福門院の御腹に近衛院御誕生、同年八月十七日に東宮に立たせ給ふ。永治元年十二月七日御歳三歳にして御位にそなはらせ給ふ。それより後、先帝を新院と申し、上皇をば一院とぞ申しける。これによつて一院新院父子、御中互に御不快にならせ給ふ。(保元物語上)

「一院」を「新院」と区別するために用いたように見えるし、鎌倉時代にかけて、これに類似のケースが多くなるのであるが、世間的にそのような觀念が助長されたであろうということは認められるであろうが、本質的には「一院」は才一の院として院政を執られる点にあり、白河院の如く新院のいない一院も存在したことは、前項までに述べたとおりである。兩上皇の対立で新たに生じた称呼は「一院」の方ではなくて、「新院」の方であつたように想像される。

九 増鏡所見の「一院」

鎌倉時代になると、一院という称呼のほかに本院・中の院・新院という称呼が多く用いられる。本院はもとの院であり、古くからの院である意義が字面に出ている。これは明らかに時間的先後による名である。「一院」が事実上「本院」と一致する場合が多くなつたために、「一院」は「本院」と同義と解されるようになったと思うが、事実上本院である方が一院であつたにしても、名義になお同じでないものが存したのではないかと思う。一院は鎌倉時代になつても常に才一の院として在位の天皇を後見し、院中にあつて政を総覧する上皇であり、本院は一番古い上皇である。増鏡においては、まず後鳥羽院が本院とも一院とも呼ばれている。

承元二年にもなりぬ。十二月二十五日二の宮御かうぶりし給ふ……おなじ四年十一月に御位つけせにつき奉り給ふ。……もとのみかど……その年の十二月に太上天皇の尊号ありて新院ときこゆれば今は本院と申す。猶御政事はかはらず。(おどろの下)

二の宮が順徳天皇で、新院となられたのは土御門院である。白河院を例にすれば、土御門天皇在位の間も、後

鳥羽院は一院と称されてよい方で、今新院と並ぶことになって「本院」の名が累加したのが真実ではないかと思うが、もちろんこれは想像にとどまる。

承久三年仲恭天皇が四歳で皇位につかれ、順徳院が新院、土御門院が中の院と呼ばれるようになる。本院はもちろん後鳥羽院。

今おりさせ給へるを新院ときこゆれば、御兄の院をば中の院と申し、父みかどをば本院とぞきこえさする。

(新島守)

後鳥羽院を一院と書いた所もある。

この乱れ出で来て、一院の御族は、皆さま／＼にさすらへ給ひぬれば、(藤衣)

後深草院が本院であつた時代の記事に、増鏡は一度も「一院」の名をこの院について用いていない。この時期の新院は龜山院であるが現在の天皇(後宇多)の父帝で、政治上の実権を握つておられた。才一の院は新院の方であつたのである。

本院のかく世をおぼし捨てむざる、いとかたじけなくあはれなる御事なり。(草枕)

本院は、なほいとあやしかりける御身の宿世を、人の思ふらむ事もすさまじうおぼしむすばれて、(草枕)
といつた風に頻繁に本院という名が用いられる。しかる情勢が一変して伏見天皇が位につかれると、その父君である後深草院は、天下の実権を握られる。

東宮位につき給ひぬれば天の下本院におし移りぬ。(老の波)

この時以後、後深草院をあるいは本院と書き、あるいは一院と書いている。

大宮の院・本院・東二条院皆渡りおはしまして、(あしづし)

本院はかねてより鳥羽殿におはしまして、(同)

十月五日、一院の御所にてまなきこしめす。(同)

中宮の御せうと権大納言公衡、一院の御前にて云云、(同)

一院の世の中恨みおぼされし時、(同)

一院の御子云々、(同)

またの年、一院御ぐしおろす。(同)

といった調子である。

後二条天皇即位でまた一転する。後伏見新院、伏見中の院に対して後宇多を一院と書いている。後深草・龜山両法皇がおられて、一時に先皇が五人並べられた時代である。

さてこの君を新院と申せば父の院をば中の院ときこゆ。みかどの御父は一院と申す。法皇もこの頃は一つにおはしますなめり。一院世の政きこしめせば、天下の人またおしかへし一方になびきたる程も……あぢきなし。(あしぐし)

後宇多院について、一院とは書いているが本院と書いていないのは奇妙には感ずるが、これは本院と呼ばなかつたというよりも、一院と呼ぶ機会が多かつたことを反映したものであらうと思う。そこにはやはり「一院」の意義の歴史的な特殊性が忘れられていなかつたことを思わせるものがある。

十 「一院」か「一の院」か

「一院」は現在普通に「一の院」と読まれていると思う。源氏物語大成巻四索引篇でも「いちのゐん」として収めている。「一院」と書かれていても、「の」を補読するのは珍しいことではないから、「一院」を「いちのゐん」と読むことは当然のような気もする。

だが、「一院」は「の」を補読しないで、「いちのゐん」と読んだのではなかつたかと思われるふしもある。そう考える最も強い理由は「一院」という語が、色葉字類抄の疊字の部に出ている点である。疊字の部は、訓読する語も最後に付載することがあるが、それ以外は漢語(字音語)を集めている。伊の部について見ると、「一人イツジン」「一院」はあるが「一人」とか「一の上」などは載録されない。「一院」はこの疊字の中に入ら

れていることで、それが漢語であることを証明しているのである。それならば、「一の院」ではなくて「一院」であつたことになる。天子を意味する「一人」は「イツジン」と漢音で読んでいたことも字類抄で知られる事である。天子が「一人」であるのは、天下にただ一人しかない最高最尊の人を意味しよう。「一院」もまた天下にただ一人なる上皇であることを意味すると見てよいのではないか。

そこで注意して物語文学の類を見てゆくと、どの写本も一致して「一院」とあつて、「の」を書き添えた例や仮名書きした例もない。増鏡で、「中院」「中の院」と両方の表記のある語は、「の」のある方を基準にすべきである。

「一の宮」を「一宮」と表記するのは普通だが、多くの中には「一の宮」という表記がまじるものである。以上のような諸点は、「一院」は漢語で、「いちるん」と読むべき方向を示している。

十一 補説とところどころ

栄花物語岩かげの巻に、次のような記事がある。一条天皇の御譲位の事情を記しているくだりである。

御譲位六月十三日なり。十四日より御心地おもらせ給ふ。若宮春宮に立たせ給ひぬ。……さてだにたひらかにおはしまさば、いとめでたき御有様なるべきに、いみじき一院にこそはおはしますべきを、すべておはしますべうも見えさせ給はぬこそいみじけれ。

新帝三条天皇とは従兄弟であるが、春宮が位につかれるようになれば、天子の父君として、まことに結構な一院とおなりであろうにと惜しんでいることは確かだが、御譲位直後にも上皇は一条院だけであるから、上に述べた来た所から推せば、一院と申してよい地位である。御病気さえ本復なされば、東宮の御父でもあり、すぐれた一院としていらしやれるはずなのに、といつていたのである。

前に中右記を引いて考えたが、郁芳門院が女院に定まられたあたりの記事を、参考のために補つておく。

寛治七年一月十九日、今日依_二吉日_一有_二院号事_一、……藏人頭左中弁季仲朝臣仰云、可用_二郁芳門院_一、……

今夜事了後、又公卿引參^ニ集^ニ一院御方^一、於^ニ殿上^一有^ニ春日詣^レ定^ル並^レ舞人^{定^ル}。

また新女院の院号宣下の前であるが、日記に「一院」の称で白河院の事を記している。白河院は新女院が立たれる前から一院である事にかわりはなかつたと見るべきか。ただ、区別の必要がないと、「院」とだけ称するのが通例で、特に「一院」と取り別けて言わないだけであつたと思われる。

寛治七年二月二十一日……夜一院女院自^ニ鳥羽殿^一還御。

これは女院と白河院とが並んで行動されていることが、特に一院の名を用いさせた素因であるが、白河院が新たに一院におなりになつたと解する必要はない。並べる相手は才二位の上皇ではなく、女院であることも注意を要する。

寛治七年一月二十日……情^{ツラ}思^{フニ}旧記^一、当時院四人相並^{フコト}、古今未有。近代、一院・陽明門院・二条院・

郁芳門院、已^ニ四人也。但^シ新女院者、是依^リ当^今母儀^一有^ニ院号事^一也。

院四人という中の三人は中宮・皇后である。陽明門院は三条の皇女禎子で後朱雀の母、二条院は後一条の皇女章子、後冷泉の後の宮であつた。

だが、これは女院を含めて複数の院の中の才一の院であることは認められるが、先後の序列でないことも明らかである。

「一院」はやはり「一人」が絶対の一人であると同じく、院と称する人が可能として複数であり得る中で、唯一人の院であることが本義であつたはずである。